

第 6 4 号議案

東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の15を」を削り、「100分の220を乗じて」を「100分の225を乗じて」に、「3月の期間（基準日が12月1日であるときは6月の期間）」を「6月の期間」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

在職期間	割合
1月未満	50／100
1月以上2月未満	60／100
2月以上3月未満	70／100
3月以上4月未満	80／100
4月以上5月未満	90／100
5月以上	100／100

第2条 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の220」及び「100分の225」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年6月1日から施行する。